

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	別紙-1のとおり		
	施設操作時の 維持管理方法	別紙-1および別紙-2のとおり		
		※維持管理基準に即した内容とすること。		
	施設整備・ 点検の頻度	別紙-2のとおり 異常発生時は、災害防止計画書のとおり		
維持管理に 関する記録及 び閲覧方法	排出事業者ごとに搬入台帳を整備し、搬入した車両ごとに廃棄物の種類・性 状・量等および維持管理にあたって行った点検・検査その他の措置の記録の作 成を埋立終了時まで管理事務所で行う。 (閲覧項目は、別紙-3のとおり)			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排ガスの 性状	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )			/
	硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /hr)			
	窒素酸化物 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )			
	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )			
	ダイオキシン類 (ng/m <sup>3</sup> -TEQ)			
放流水の 水質	pH			/
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)			
	浮遊物質量 (mg/L)			
	窒素含有量 (mg/L)			
	1,1,1-トリクロロエタン抽出物含有量 (鉱油) (mg/L)			
	1,1,1-トリクロロエタン抽出物含有量 (動植物性油) (mg/L)			

## 産業廃棄物の受入方法および維持管理について

### 1. 受入方法

#### (1) 受付時の確認方法

- ア 搬入車輛の廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着する恐れがないか車上から目視で確認するとともに、マニフェスト伝票で確認する。
- イ 目視及び聞き取り等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着したことが判明した場合は、受付を拒否する。

### 2. 展開検査

#### (1) 展開検査場所での確認方法

- ア 搬入された産業廃棄物を荷降ろし前に再度、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着していないか車上から目視で確認する。
- イ 目視等の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入又は付着したことが判明した場合は、搬入処理を拒否し、持ち帰らせる。
- ウ 搬入された産業廃棄物を展開検査場所に降ろし、重機及び人手選別等を用いて安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入等进行检查し、当該廃棄物の混入が確認された場合は、人力や選別機械等を用いて分別する。
- エ 上記ウの分別が速やかに終了した場合は、搬入業者に安定型産業廃棄物以外及び埋立基準外の廃棄物等を引き渡す。  
搬入業者が帰ってしまった場合は、別途用意したコンテナ等に当該廃棄物を一時保管し、搬入業者に連絡し、速やかに引き渡す手続きを行う。
- オ 安定型産業廃棄物以外の廃棄物等があった場合は、写真撮影を行い、排出業者、収集運搬業者、廃棄物の種類及びおおよその量を別紙「展開検査記録票」に記録し保管する。
- カ 展開検査については、搬入車輛ごとに行い、上記オまでの作業が終わるまでは、次の搬入車輛に関して上記ウの作業を行わない。

#### (2) 展開検査終了時の対応

安定型産業廃棄物以外の廃棄物等が混入された場合、排出業者に連絡し、マニフェスト伝票の数値等の訂正を行うか、新たに再発行してもらう。

### 3. 維持管理

- (1) 当処分場から外への廃棄物飛散は、投入後の即日覆土、転圧、締固めにより防止する。
- (2) 安定型最終処分場のため基本的に悪臭は発生しないが、万が一発生した場合は、適宜覆土、脱臭剤散布等にて防止する。
- (3) 騒音・振動に対しては、使用重機類を低騒音型にする等の対策を講じ極力抑制する。
- (4) 害虫、ネズミ等が発生した場合は、適宜駆除剤等を散布する。

## 展開検査記録票

マニフェスト番号

記録事項	内 容				
搬入年月日	年 月 日 時 分				
排出者名					
車両番号					
運転者名					
廃棄物の種類	廃プラ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	がれき類
廃棄物の量	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>
安定型産業廃棄物以外の廃棄物					
種類	木くず	紙くず	繊維くず		
数量	kg・l	kg・l	kg・l	kg・l	kg・l
措置方法					
記入者名					

写 真

管理項目	管 理 内 容	点検頻度
飛散、流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の飛散防止のため、即日覆土を行う。</li> <li>・ 搬入車輛の洗車設備を設置する。（機器の点検）</li> </ul>	適宜 年1回点検
悪 臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定型最終処分場のため基本的に悪臭は発生しないが、万が一発生した場合は、適宜覆土、脱臭剤散布等にて防止する。</li> </ul>	適宜
火 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災の発生を防止するため、必要に応じ即日覆土を行う。</li> <li>・ 火災発生時に対処するため消火器を管理小屋に設置する。（消火器の点検）</li> </ul>	適宜 年1回点検
衛生害虫等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 害虫、ネズミ等が、発生した場合は駆除剤の散布及び覆土を行う。</li> </ul>	適宜
囲 い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入防止柵の点検。</li> <li>・ 侵入防止柵の補修。</li> </ul>	月1回点検 適宜
立 札	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立札の点検。</li> <li>・ 立札の汚損、破損した場合は速やかに補修する。</li> <li>・ 表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える。</li> </ul>	月1回点検 適宜 適宜
擁壁等の点検 （盛土えん堤）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ えん堤へのごみ及び土砂の堆積状況確認</li> <li>・ えん堤の亀裂の有無</li> <li>・ えん堤の沈下状況確認</li> <li>・ 法面の浸食状況確認</li> <li>・ 法面の滑落及び崩壊の確認</li> <li>・ 地山の滑落及び崩壊の確認</li> </ul>	日常点検 月1回点検 月1回点検 月1回点検 月1回点検 月1回点検
地下水等の 水質検査	<p>(1)埋立処分開始前の地下水等の検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立開始前に地下水の水質検査（地下水等検査項目及び電気伝導率・塩化物イオン濃度）を実施する。</li> </ul> <p>(2)埋立処分開始後の地下水等の検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水等検査項目</li> <li>・ 電気伝導率・塩化物イオン濃度</li> <li>・ ダイオキシン類（ただし、埋立開始後2年間のみとする）</li> <li>・ 観測井4カ所から測定を行う。（既設観測井No.4、No.5、No.6、新設観測井No.7）</li> <li>・ 電気伝導率又は塩化物イオン濃度が開始前と比較して明らかに上昇するなど以上が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目の測定を行い記録する。</li> </ul>	開始前1回  年1回検査 月1回検査 年1回検査  月1回点検  異常時

工 種	管 理 内 容	頻 度
地下水等の水質の悪化が認められた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水の水質検査の結果、基準省令別表第二下欄に掲げる基準を超過した場合は、速やかに胆振支庁地域政策部環境生活課に連絡を行う。</li> <li>・ 地下水の水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査の実施、原因の究明、新たな廃棄物の搬入中止などの措置を講じる。</li> </ul>	異常時  異常時
開口部の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設処分場底面から 4.50m までの埋立処分が終了した時に厚さ 50cm の土砂で中間覆土を行う。</li> <li>・ 埋立処分が終了した時に厚さ 50cm の土砂で最終覆土を行う。</li> </ul>	第一層埋立終了時  埋立終了時
覆いの損壊防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終覆土後、植栽及び吹き付け芝を行い損壊を防止する</li> </ul>	月 1 回検査
記録の作成及び保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙、「維持管理状況の記録(閲覧)内容」に詳細を記載。</li> </ul>	適宜
展開検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙、「産業廃棄物の受入方法および維持管理について」に詳細を記載。</li> </ul>	廃棄物搬入時
浸透水の水質検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水等検査項目</li> <li>・ BOD</li> </ul>	年 1 回検査 月 1 回検査
浸透水の水質の基準不適合時の措置	<p>浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果が基準に適合していないときや、BOD の水質検査結果が 20mg/l を超えたときは、下記の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかに胆振支庁地域政策部環境生活課に連絡を行う。</li> <li>・ 廃棄物の搬入及び埋立を中止し、原因の調査を行う。</li> </ul>	異常時  異常時

## 埋立終了後の維持管理計画書及び跡地利用計画書

### 1. 埋立終了後の維持管理計画

当該最終処分場は、埋立終了後においても周辺的生活環境に影響の与えることのないように、えん堤や浸透水等の管理を行う。

工 種	管 理 内 容	頻 度
擁壁等流出防止工 (盛土えん堤)	①提体への雑草の繁茂、植生状況確認 ②基礎の沈下状況確認 ③提体による変異状況の確認	月 1 回点検 月 1 回点検 月 1 回点検
浸透水採取設備	①地下水等検査項目 ②BOD	年 1 回検査 3ヶ月 1 回検査
雨水集排水工	①排水側溝及び接続柵の損傷、不等沈下等の確認 ②排水側溝内及び接続柵内の土砂、落葉等の堆積物確認 ③目視による排水勾配の確認	月 1 回点検 月 1 回点検 月 1 回点検
ガス抜き施設 (暗渠排水)	①ガス抜き施設以外の埋立地表面からのガスの湧出確認 ②埋立地周辺の樹木等の育成状況確認 ③ガスの測定頻度は、右項に示すとおり実施し、さらに付近の植物の枯死や目視及び臭気等によりガスの発生が認められる場合は、その場所に採取管を設置し速やかに測定を行う。	年 1 回点検 年 1 回点検 3ヶ月 1 回検査
埋立地内部の温度に対する措置	①周辺の地中温度と比較し、本最終処分場内部の温度が高くなっていないか測定する。(埋立地内部と周辺地中の温度差 20℃以上)	廃止確認申請の直前に実施
生活環境保全上の支障の確認	①埋立地から発生したガスなどによる周辺の植栽の立ち枯れ等により、生活環境保全上の支障の確認を行う。(目視)	3ヶ月 1 回検査
地下水	①地下水等検査項目	年 1 回検査

## 2. その他の維持管理計画

### ①悪臭に対する措置

最終処分場外に悪臭が発散しないように覆土、消臭剤の散布を適宜行う。

### ②火災の発生防止に対する措置

最終処分場の火災発生防止については、以下の対策を講じる。

- ・ 必要に応じ可燃性の産業廃棄物に対する覆土の実施
- ・ 火災発生時に対処する消火設備の設置

### ③衛生害虫等の発生に対する措置

最終処分場周辺的生活環境に支障をきたさないように、覆土、薬剤の散布を適宜行う。

### ④植栽に対する措置

法面処理にミヤマハンノキの植栽及び吹付芝を行うが、十分な成長を促すために、生育に必要な施肥を行う。

### ⑤その他

処分場の適正な維持管理を確保することによって、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図るために、維持管理積立金を積み立てる。

## 3. 跡地利用計画

本処理場の跡地利用計画は、埋立終了後速やかに覆土(厚さ 50cm)及び植栽(ミヤマハンノキ)、吹付芝を実施し、緑地としての利用を図る。

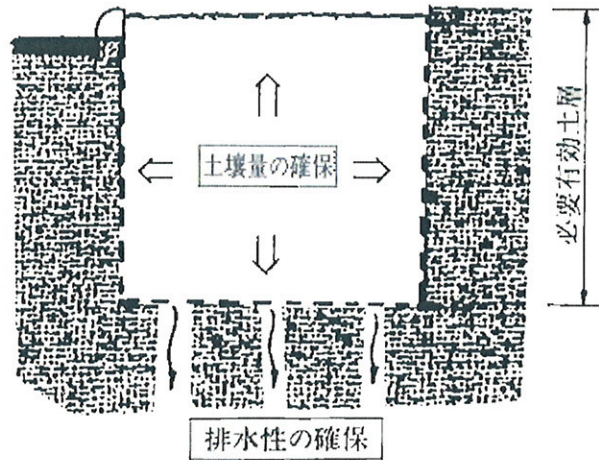
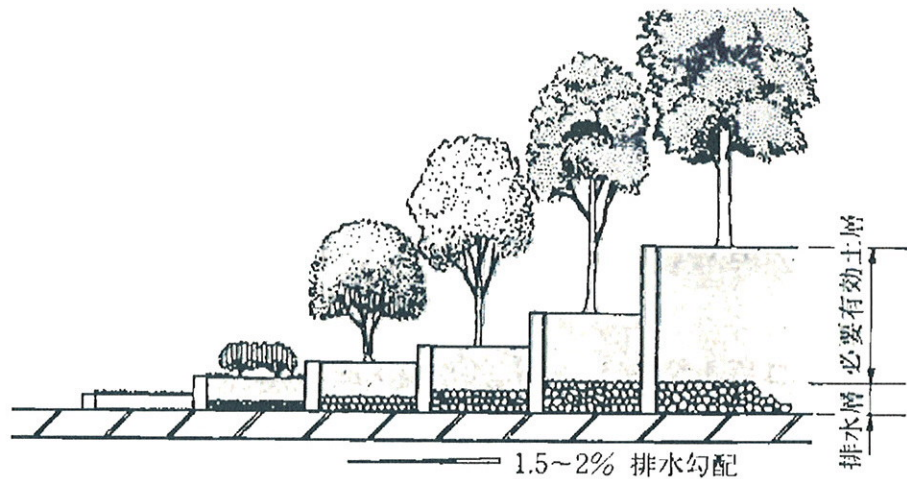


図 4-2-2 植栽地構造の条件

の中の樹木と異なり、独立して成立していることから、風の影響を受け易く、この機能は特に重要である。樹木は、根系が土壤中によく伸長してはじめて風等の外力に対して本来の抵抗力を発揮できるものであり、十分な土壌量が確保できないと、根系の発達が阻害され、強風に対して極めて弱い状態となり、倒木の



必要有効土層厚	~15cm	30cm	45cm	60cm	90cm	150cm~
排水層圧	-	10cm	15cm	20cm	30cm	30cm-
適用樹木等	芝	A	C	C	C	C
	地被植物・低木	-	A	C	C	C
	大低木・中木	-	A	B	C	C
	高木(浅根性)	-	-	A	B	C
	"(深根性)	-	-	-	A	B

- : 植栽することが困難, 生育不可能
- A : 灌水によって水分を補えば生育可能
- B : 若木の段階から植栽しておけば生育可能
- C : 通常の維持管理だけで十分生育可能

図 4-2-3 人工地盤上の必要有効土層厚 (興水原図・修正)